

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 7 年 3 月 10 日

全国健康保険協会熊本支部
支部長 富田 和典

1. 調達内容

(1) 調達件名及び数量

社用自動車用ガソリン等の購入

予定数量：レギュラーガソリン 1,600 リットル

洗車 12 回

(2) 仕様等

仕様書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

(4) 見積競争方法

見積金額は総価とする（契約は単価契約）。

見積書（別紙 1）に記載された各契約単価（消費税を含まない金額）に各予定数量を乗じた額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）の総価をもって見積競争に付する。

また見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を見積書に記載すること（消費税を含まない金額で記載）。

2. 参加条件

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しないものであること。
- (2) 仕様書に沿って、当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び仕様書配布場所

〒860-8502

熊本市中央区辛島町 5-1 日本生命熊本ビル 10 階

全国健康保険協会熊本支部 企画総務グループ 担当：屋田

電話 096-240-1031

(2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先 上記 3. (1) と同じ

(3) 見積書提出期限

令和 7 年 3 月 25 日（火）14 時 00 分 厳守

4. その他

- (1) 競争参加にあたっては、全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (3) 見積書（別紙 1）には事業所名・代表者名の記載及び代表者印を押印し、全国健康保険協会熊本

支部宛に郵送で提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。

- (4) 見積金額は、本調達に係る全ての費用を見込むこと。
- (5) 見積書提出後の差替え、変更または取消しをすることはできない。
- (6) 契約相手方の決定方法
 - ・当該案件を履行できると全国健康保険協会熊本支部長が判断した者であって、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
 - ・同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、くじ引きにより契約の相手方を決定する。その場合には、見積事務に関係のない当協会熊本支部の職員が代理でくじを引くものとする。
- (7) 見積結果については、すみやかに電話にて連絡する。
- (8) 契約書作成の要否 要 【全国健康保険協会の次年度予算が認可されることを前提として（認可されない場合は契約不可とする）令和 7 年 4 月 1 日付（予定）で遅滞なく契約書を取り交わすものとする。】
- (9) 手続きにおける交渉の有無 無

【参考】

- ・全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。